

第 25 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年12月14日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 25 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年12月14日（月曜日）

午後 2 時 4 分開議

午後 2 時 34 分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について
- (3) その他

出席委員(14人)

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 西岡勝成 |
| 副委員長 | 前川 收 |
| 委員 | 児玉文雄 |
| 委員 | 松村 昭 |
| 委員 | 倉重 剛 |
| 委員 | 村上寅美 |
| 委員 | 渡辺利男 |
| 委員 | 中原隆博 |
| 委員 | 馬場成志 |
| 委員 | 大西一史 |
| 委員 | 氷室雄一郎 |
| 委員 | 鎌田 聡 |
| 委員 | 吉永和世 |
| 委員 | 池田和貴 |

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

| | |
|----|-------|
| 部長 | 駒崎 照雄 |
| 次長 | 横田 堅 |
| 次長 | 谷崎 淳一 |

首席環境生活審議員兼

| | |
|--------|-------|
| 環境政策課長 | 園田 素士 |
| 環境保全課長 | 宮下 勇一 |

| | |
|---------|-------|
| 水環境課長 | 小嶋 一誠 |
| 水俣病保健課長 | 野田 正広 |
| 水俣病審査課長 | 寺島 俊夫 |

事務局職員出席者

| | |
|-----------|-------|
| 政務調査課課長補佐 | 野白 三郎 |
| 議事課課長補佐 | 坂本 道信 |

午後 2 時 4 分開議

○西岡勝成委員長 それでは、全員おそろいでございますので、ただいまから第25回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

本来11日に当委員会を開催する予定でしたが、委員の先生方には、年末の大変お忙しい中、急遽日程を変更して、本日もお集まりをいただき、感謝申し上げます。

日程を変更し、本日の開催となりましたのは、11日に、水俣病問題の解決のため、知事と私が急遽環境副大臣へ要望を行うことになったからであります。

御承知のとおり、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が国会で7月に成立をし、今後、政府が「救済措置の方針」を策定することとされております。

この方針策定に向けて、10月には、田島環境副大臣が水俣を訪問し、被害者団体との意見交換が行われ、11月から各被害者団体と個別協議が始まり、方針の早期策定に向けた動きが具体化をしております。

しかし、被害者の方々は高齢化し、救済を待ちわびて亡くなられた方もいらっしゃるという現状を直視したとき、一日も早く救済を

現実のものとしなければなりません。

そのことを考えたときに、地元の切なる声を改めて国にお伝えをし、「救済措置の方針」を早期に策定していただく必要があると考え、環境大臣に直接要望することを決断したわけでございます。

面談の状況については、後ほど執行部から報告がありますが、環境副大臣からは、県からの要望も踏まえ、「救済措置の方針」の作成作業を急ぎたい、被害者の方々の救済だけでなく、地域福祉やもやい直しも重要と認識している、今後とも、県と緊密な連携をとって、被害者団体との協議を重ねてまいりたいとの発言がありました。

私も初めて田島副大臣とお会いをいたしまして、県議会として、今日まで長きにわたり、党派を超えて、被害者救済が早期に実現するよう、国に対しまして意見なり提案を行ってきたことを説明させていただきました。

そのことを踏まえ、副大臣からも、早期解決のための熱意を示していただき、期待をいたしているところでございます。これも、今日までひとえに、皆様方の党派を超えた温かい御協力、御意見の集約の結果であると、改めて私からも感謝を申し上げたいと思いません。

それでは、議題に入りたいと思います。

前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づき、野田水俣病保健課長及び寺島水俣病審査課長に説明をお願いいたします。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。座って説明をさせていただきます。

お手元の説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、前回の特別委員会以降の水俣病対策の主な経緯についてでございます。

審査会の方が、10月4日と11月29日、2回、この間審査を開催しております。

10月6日に、知事が、環境大臣初め政務三役と面談をいたしまして、水俣訪問を要請し、さらに、救済策の策定方針に当たり、3つの点を要望しております。

1点目が、できるだけ広く救済すること、2点目が、平成7年の政治解決時の課題を踏まえること、3点目が、迅速な救済のための検査体制整備に努めることでございます。この3点を要望してまいりました。

この要望を受けた形で、10月31日に、田島環境副大臣が水俣を訪問され、現地視察を行われるとともに、被害者団体との意見交換を行われ、救済内容について各団体と個別協議をするということ、さらに、訴訟をしている被害者団体とも、裁判所での和解協議が成立する条件などについて、今後事前協議を開始するということが明言されております。

この発言を受けまして、11月10日、11日、東京の方で、環境副大臣が、出水の会、患者連合、不知火患者会、芦北の会、獅子島の会の5つの団体と個別協議を実施されております。

12月3日に、環境副大臣が、不知火患者会と2回目の事前協議をされております。このときの話として、方向性として出ましたのが、一時金の額が150万から260万の間、それと一時金と療養手当をトータルして考えていくという話、それと判定方法につきましては、裁判所に第三者委員会をもっていくというような3つの方向性が示されて、それを今不知火患者会の方が内部的な検討をしているという状況でございます。

12月11日、知事と、西岡委員長も御苦労さまでございましたけれども、西岡委員長が環境省に対して要望を行っておられます。

その内容につきましては、別紙の方についております。簡単に内容を御説明したいと思います。

水俣病問題の解決のための要望書ということで要望された内容でございます。

前段の方には、これまでのお礼とか、あるいは、今までと同じように、一日も早く救済をしてくれというような内容を書いているところでございます。

後段の方につきまして、胎児性の患者の方々の処遇の改善、あるいは水俣・芦北地域のもやい直し、そういったものもお願いしたいというふうに書いておまして、最後に、丸が5つ出ております。この5点につきまして具体的に要望をしたところでございます。

まず1点目が、迅速な救済を実現するため、検診医の確保について特段の配慮を行うなどの検診体制の整備をお願いしました。2点目が、これは、今までになかった事柄ですけども、疫学要件を重視してほしいとの声が地元が強いため、一定の疫学要件を満たす者についての再検診というのをお願いしてまいりました。3点目が、あとう限りすべての方の救済をするとの観点から、救済策の十分な周知。4点目が、これも新たな話でございますが、治療を受ける際の交通費負担が大きい離島等の地域についての特段の配慮。5点目が、水俣病発生地域の医療・福祉の連携や再生・融和（もやい直し）、地域振興ということで、この5点をお願いしてきたところでございます。

一応環境副大臣の方からは、要望事項は10月に被害者の方々と意見交換したときの感触からも非常に重要な項目であり、同じ思いであるという発言をしていただいておりますし、先ほど委員長からの報告にありましたように、「救済措置の方針」の策定を急ぎたいということでお返事をいただいているという状況でございます。

では、再び説明資料の方にお戻りいただきまして、2番目の新たな救済策の実施に向けた今後の取り組みでございます。

その最初が、各被害者団体の要求内容とい

うことで書いております。

まず、出水の会でございます。

出水の会につきましては、一時金260万円、療養手当一律2万円、それと、団体加算金20億円ということが要求内容として出ております。

続きまして、患者連合でございます。

患者連合につきましては、手帳の所持者への療養手当の支給、それから救済措置から外れた場合でも被害者手帳を担保することなどが要求として出ているところでございます。

続いて、めくっていただきまして、2ページでございます。

2ページ目が不知火患者会でございます。

不知火患者会は、チッソ、国、県の責任に基づく救済、水俣病被害者として位置づけた上での救済、それと、一時金、療養手当、療養費の3本柱というのが主な要求内容でございます。

最後になりますが、芦北の会、獅子島の会の要求につきましては、疫学条件の重視、それと、離島手当の支給、認定中に死亡した方への対応、こういったものが要求として出ている状況でございます。

(2)今後のスケジュールでございます。

現在、国において、被害者団体との個別協議、あるいは、訴訟を続けている団体とは、和解協議が成立するための条件等についての事前協議、こういったものが今後も継続されてくる見込みでございます。

12月11日が、環境大臣から、急ぎたいというような発言があったところでございます。

こういったことから、被害者団体の意見を踏まえ、「救済措置の方針」を早期に策定し、申請手続あるいは検診、そういった準備作業が整った後に救済策が実施されるというふうを考えているところでございます。

今後の県の姿勢及び役割についてでございます。

訴訟を行っている団体を含め、多くの被害

者の方々の理解を得られる救済が一日も早く実施されることが重要という認識に基づいておりまして、こうした県の姿勢を踏まえた形で救済策が実施されるよう、国と緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

また、迅速な救済のために、環境省との事務的な協議を初め、救済措置がまとまれば早期に実施できるよう準備を整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。着座して説明させていただきます。

引き続きまして、3ページでございます。

3 認定業務の状況についてでございます。

(1)認定申請の状況につきましては、関西訴訟最高裁判決以降、認定申請者数は4,072人でございます。

(2)認定検診の状況でございます。県外の医療機関への委託検診のほかに、水俣市の総合医療センター内におきまして、県の方からお願いしております医師により検診を実施することによりまして、検診促進に努めているところでございます。

(3)認定審査会の開催でございます。認定審査会につきましては、本年2月、6月、7月、10月、11月という形で開催をしてきております。今後も、検診の状況などを勘案しながら、円滑な運営を図ってまいります。

なお、これまで新救済策の対象者の範囲がはっきり決まっておらず、棄却相当の方に不利益を生じさせるおそれがあるといったことから、知事の処分を見合わせておりました。しかしながら、10月6日に、環境大臣から、棄却者も特措法対象の候補にするとの発言があったことを踏まえまして、10月15日に処分留保を解除し、159名、これは、2月分、6月分、7月分の審査会開催分でございますが、これにつきまして、159名の棄却処分を

行っております。また、10月に審査しました71名につきましても、12月3日に処分を行っております。71名のうち、認定者はございませんで、棄却が60名でございます。なお、残りの11名は、再検診が必要ということで、答申保留ということになっております。

大きな4番でございますが、裁判の状況でございます。

こちらは、国家賠償関係の訴訟が3件、それから行政事件訴訟関係が3件でございます。司法の場で、県の処分の正当性について主張、立証を行っていくというところでございます。

なお、係争中の裁判の一覧につきましては、別紙のとおりでございます。説明の方は省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かございますか。

○渡辺利男委員 先日、11日に、知事が上京されて出された要望書の中で新たな言葉が出てきていますので、疫学要件を重視してほしいとの声が地元で根強いため、一定の疫学要件を満たす者についての再検診という1項目が入っていますが、これは具体的にはどういうことを要望されているんですか、中身は。

○野田水俣病保健課長 まだ具体的にはこれからの協議ですけれども、例えば、漁業従事者だとか、家族内に認定患者の方がいっぱいいらっしゃる。自分だけ症候が何にもないとか、そういった不公平・不満が平成7年のときはかなり強かった。そういった疫学条件の濃い方については、再検診、2回目の検診も受けられるようにしようかということです。前回、平成7年のときは、公的検診が1回だ

けだったもんですから、そういった不満があったということで、そういった不満に対する解消法として、こういったことを提案させていただいたということでございます。

○渡辺利男委員 最高裁の判決が出た後、議会全員協議会でも決めて国に要望したこの中に、沿岸住民の健康調査をやってくれということがありましたよね、あれとは全く関係ないのか。

○野田水俣病保健課長 先ほど申し上げましたように、今回の救済策に手を挙げる方の公的検診を、1回だけじゃなくて再検診ができるようにしようという趣旨でございます。

○駒崎環境生活部長 わかりやすくできるかどうかわかりませんが、もう少し詳しく説明します。渡辺委員がおっしゃったような、沿岸住民の健康診断をやるというふうなことではなくて、今回の特別措置法に基づいて救済対象者として判定してほしいという手を挙げられた方について、平成7年は、公的検診でマル・バツをつけて、それで、1回バツだった人はそれまでだったんですが、そのときに、家族の中に認定患者やその類似の方がいらっしゃるって、結果的に医療手帳とかをもらった人がいて、自分だけが何にもなしだったという方については、やはりなかなか自分として納得できないところがあるという、そこが御不満が残った部分ございました。

その反省を踏まえて、1回目の公的検診では症状ありとして認められなかった方についても、家族の状況など疫学関係を重視して、濃厚な疫学条件というふうに言っているかどうかわかりませんが、家族の状況などから見て、相当程度水銀に暴露している可能性があるとして認められる方については、もう一回公的検診をやり直しましょうという制度をつくるということでございます。セカンドオピニオ

ンといますか、別の先生にもう一回診てもらおうということになります。

これについては、いろいろ問題はありまして、最初の先生の判断を信用しないのかという問題、そんなことをやったら、公的検診に協力するというお医者さんがいなくなるんじゃないかと。自分が一回、この人はどうも違っていると判断したのに、もう一回別の先生に診てもらおうということなら、おれを信用しないのかということにもなりかねませんので。そうしたことがございましたけれども、やはり被害者の方々の気持ちにこたえようということで、熊本県からの要請もありまして、かなり環境省も必要性を認めてきてくれております。それで、今回、知事から、最後にもう一回知事名で申し入れをするということで念を押したつもりでございます。

○渡辺利男委員 なら、再検診を受ける対象者は大体どれくらいいるというふうに把握していますか。

○駒崎環境生活部長 今人数まではなかなかわかりません。手を挙げられた方それぞれがどういう家族構成で、家族の認定の状況とか、医療手帳を持っておられる方の状況とか、それぞれでございますので、今の段階では、まだ具体的に人数がどれだけというところはわかりません。ただ、そうしたチャンスをきちっとつくりたいと、チャンスという言い方は失礼かもしれませんが、そういう道を開いておこうという趣旨でございます。

○西岡勝成委員長 いいですか。
ほかに。

○中原隆博委員 きょうは説明がなかったんですが、先般、環境事務次官が現地にお入りいただいていますね。それはいきなりだったんですか、それとも、そういった前後のこと

を踏まえて、向こうとの話し合いの結果とか内容等も県の方にお話がしてあるのかどうか、確認させてください。

○駒崎環境生活部長 環境事務次官は、12月8日、先週の火曜日に来られました。こちらから事務次官の水俣入りを要請したわけではございませんし、あらかじめ熊本県に対して、こういう手はずを整えてくれというふうな依頼があったわけでもなくて、いわば次官がただ一人で、管理職とかでなくて女性の事務官を1人連れて水俣を回られたということでもあります。

その内容は、熊本県からも要望してはいたけれども、今回特措法に基づいて救済するだけでなく、実は水俣地域には別の問題がありまして、認定されている方で、認定の面からいくと解決済みであるんですけれども、小児性、胎児性の方がいらっしゃる。その方が最初認定されたころは小さい子供さんだったわけですが、もう50歳を超えるぐらいになってきて、その分御両親も年をとってこられて、世話をする御両親の方が胎児性の患者よりも体が小さくて、抱きかかえるわけにもいかないと。トイレの世話でも食事の世話でも非常に大変というふうな状況が出てきております。そうした方々をどうするかということが問題としてありますということを熊本県として申し上げておりましたので、小林事務次官は、水俣市の「明水園」でありますとか、民間がつくっております「ほっとはうす」とか「ほたるの家」とか、胎児性、小児性の方々がどういう状況で暮らしておられるのか、行政に対してどういう要望があるのかを生で聞こうという観点からおいでになったということでございます。

その結果につきましては、水俣から熊本空港経由で東京に帰られる途中ということになりますけれども、知事を訪ねておいでになりまして、知事がちょうど議会中でありました

けれども、議会答弁の準備が終わって公邸に戻っておられましたので、知事公邸で1時間から1時間半近く報告と率直な意見交換ございました。そうした状況でございます。

○中原隆博委員 部長は同席なさったんですか。

○駒崎環境生活部長 こちらでは、私と谷崎次長、それと事務方の職員が2～3名同席いたしました。その状況は把握をいたしております。

○西岡勝成委員長 ほかに。

○氷室雄一郎委員 次官の話が一部報道で流れたんですけれども、この特措法に基づく基本方針の策定については、裁判の和解協議の方向性が見えた後というふうに発言をなさっております。この和解と救済、両輪だという国会の話もございますけれども、この辺は、和解の方がある程度の道筋が見えなければ救済方針というのが見えてこないという、そういうニュアンスに受けとめるんですけれども、どうなんですかね。

○駒崎環境生活部長 結論から言えば、表裏一体という形で仕上げられていくと理解しております。

といいますのが、特別措置法ができて救済方針を政府がつくるということになっておりますが、不知火患者会ほか裁判を行っている団体は、救済方針——特別措置法は、チッソの分社化などが入ったりしていることもあるかと思っておりますけれども、特別措置法自体について消極的な評価しかなさっておられない面もあって、特措法に基づく救済ならば自分たちは受け入れないと。ただ、司法救済の動きの一環として裁判所で和解するのであれば、自分たち被害者側と国・県・チッソの被

告側が譲歩し合って妥結するのは構わないという基本的な路線を持っておられます。

その関係で、救済方針だけ先に固めてしまいますと、不知火患者会あたり裁判やっている側が、それでは和解に応じないととなると、また何千人という方が救済が終わらない状態で残ってしまいます。環境省としては、和解協議をする前提で今話し合いをされていまして、裁判をやっている団体が了解する合意点ができれば、その内容で救済方針に持っていけないかというお考えだと理解しております。

そうしますと、裁判やっている団体は、救済方針として行政が行う救済として受けるのではなくて、裁判で勝ち取ったという形になりますけれども、その内容は、特別措置法による救済を受け入れようとしている団体の救済方針と内容的には同じということになりますので、表裏一体、コインの裏表みたいな関係になるのが望ましいのではないかとというのが環境省のお考えではないかと思っております。

そのために、和解協議を先行させているような印象がございませぬけれども、決して特措法を受け入れていいと言っている団体を後回しにしているわけではなくて、その団体の声も十分に聞きながら決着できる点を模索しておられる。我々熊本県としても、与党PTが示した基準と平成7年の政治決着の基準の間で、妥結できる範囲で妥結していただきたいということをお願いしているという状況でございます。

○西岡勝成委員長 ほかにございませぬか。

○吉永和世委員 10月6日、知事が環境大臣初め政務三役と面談された際に、平成7年の政治解決の課題を踏まえることと言われたが、課題というのを具体的にどういったことなのか、教えていただければと思います。

○駒崎環境生活部長 平成7年が、多くの方々の御苦労と御尽力、それと被害者団体の苦渋の決断で成立したというそのことを全く否定的に述べているわけではございません。ただ、平成7年の政治決着時に、結果から見れば、今から振り返ってみますと、若干十分でなかった点があるというのを課題としてとらえております。

1つは、広報が十分でなかった。救済が行われるということを知らなかった人がいらっしやした。そこは十分周知を図る必要があるということだと思います。

それから、受け付けをする期間が少し短かった。当時の判断を否定するものではありませんけれども、当時、振り返ってみますと、家族の問題、子供さんの結婚や就職の問題、あるいは、魚関係で養殖漁業や沿岸漁業なされている方は、自分たちが手を挙げると、この地区の魚は汚染されているというふうな印象になって、風評被害招いて、手を挙げにくいという方もいらっしやした。そういう方たちにとっては、迷っている間に受け付け期間が過ぎてしまったということもございました。ですから、十分な事前の周知と若干長目の受け付け期間が必要ではないかということがございます。

それと、先ほど申し上げましたように、1回の検診で対象外とされた方にとっては、自分の両親も兄弟もみんな何らかの救済があっているのに、何で自分だけ救済されないのかという納得いかない部分があったと聞いております。そこについては、先ほど渡辺委員の御質問に答えましたように、そういう状況がある方については、もう一回検診のチャンスを与えていいのではないかとというふうなことを意見としているということで、そうした平成7年の事例を振り返って、改善すべき点があるかなという点を課題としてとらえていると、そういう意味でございます。

○吉永和世委員 私も、今回、最終という形で終わっていただきたいと思うんですが、そのために、今言ったような受け付け期間というのが大きく作用するのかなというふうに思っております。ですから、後から症状が出てくるという可能性もなきにあらざだと思ふんで、それが後で手を挙げても対応できるような、そういった窓口というか、機関とか、そういった受け付け体制というのがあってもいいんじゃないのかなというふうに個人的には思います。ですから、受け付け期間を長くセッティングしていただくというのが、より近づくというか、そういうふうに思っておりますので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○西岡勝成委員長 駒崎部長、何かありませんか。

○駒崎環境生活部長 御要望かなと思つていたもんですから、済みません。失礼いたしました。

今の点は、私が申し上げたのは、前回は半年程度と受け付け期間が短かったので、もう少し長く、1年半とか2年とかとってはどうかというふうなことで今検討が進められていることです。吉永委員の御発言は、今は何ともなくても後から症状が出るという方もいらっしゃるんで、受け付け期間をかなり長く、門を閉ざさずにというふうな趣旨であろうかと思ひます。

ただ、その点は、遅発性といいますか、症状が後から出るという水俣病が医学的にあり得るのかどうかという点は、今いろいろ意見が出ています。遅発性、後から症状が出るという学説をおっしゃる先生もいらっしゃるし、一方では、水銀を体内に摂取してもどんどん体外に排出していきますので、一定のピーク、そこを超えないと症状としては

出なくて、水銀の摂取をやめれば、どんどん水銀量は減っていくので、後から出るというのは、ほかの病気が、糖尿病とか高血圧とかによるしびれとかはあり得るとしても、有機水銀中毒、いわゆる水俣病自体が後から症状がというのはいないのではないかという学説もございませぬ。その辺は、今後十分な議論と検討になっていくのかなと思っております。

ただ、今委員からそういう御要望、御意見があったことは踏まえさせていただきたいと思っております。

○西岡勝成委員長 いいですか。

○氷室雄一郎委員 はい、結構です。

○西岡勝成委員長 ほかにございませぬか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 ないようですので、次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいます。

そのほか何かございませぬか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 特にないようですので、私から一言申し上げます。

冒頭お話いたしましたように、田島副大臣からも、とにかく一刻も早く救済を実現したいという思いに変わりはないと、改めて強い決意のほどをお伺いいたしました。しかし、方針が最終的に決まるまでには、各被害者団体との議論がまだまだ必要であると思つたところであります。

執行部には、今後とも引き続き、国と十分

な連携をしながら、しっかりと取り組んでい
かれることを重ねて要請しておきます。

また、委員各位におかれましても、「救済
措置の方針」を定めるに当たって臨時に集ま
っていただく機会もあるかもしれませんけれ
ども、よろしくお願いを申し上げておきたい
と思います。

以上をもちまして本委員会を終了いたしま
す。

お疲れさまでございました。

2時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長